

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月19日(2024.9.19)

【公開番号】特開2024-63884(P2024-63884A)

【公開日】令和6年5月14日(2024.5.14)

【年通号数】公開公報(特許)2024-087

【出願番号】特願2022-172051(P2022-172051)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 311A

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月10日(2024.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域と、

特別条件の成立に応じて特別抽選を行う抽選手段と、

前記特別抽選の結果に対応した結果情報を表示可能な表示領域を有する表示装置と、

遊技者が操作可能な操作部を有する操作手段と、前記操作手段に対する操作に応じて動作可能な可動体と、

を備える遊技機であって、

前記表示装置は、前記結果情報の表示と異なるカウントアップ表示が表示されるカウントアップ演出が実行可能とされた第1演出と前記カウントアップ表示が表示されない第2演出とを表示可能にされており、

所定条件が成立している状態において前記操作部が操作され、操作量に応じて駆動強度が変更可能とされた前記可動体が動作することによって成立可能とされた判定に応じて前記第1演出および前記第2演出が実行可能とされており、

前記第1演出において表示される前記カウントアップ表示は、前記第1演出の実行中に前記表示領域に表示されるカウント表示部の値に特定条件の成立に応じたカウント値を加算する表示であり、

前記特定条件は、前記第1演出の実行中に表示される特定指示表示に応じて、所定の強度で前記可動体が動作するよう前記操作手段が操作されたことによって成立可能にされており、表示された前記特定指示表示に応じていない強度で前記可動体が動作された場合は前記カウントアップ表示が行われない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

遊技球が流下する遊技領域と、

特別条件の成立に応じて特別抽選を行う抽選手段と、

40

50

前記特別抽選の結果に対応した結果情報を表示可能な表示領域を有する表示装置と、遊技者が操作可能な操作部を有する操作手段と、前記操作手段に対する操作に応じて動作可能な可動体と、
を備える遊技機であって、

前記表示装置は、前記結果情報の表示と異なるカウントアップ表示が表示されるカウントアップ演出が実行可能とされた第1演出と前記カウントアップ表示が表示されない第2演出とを表示可能にされており、

所定条件が成立している状態において前記操作部が操作され、操作量に応じて駆動強度が変更可能とされた前記可動体が動作することによって成立可能とされた判定に応じて前記第1演出および前記第2演出が実行可能とされており、

10

前記第1演出において表示される前記カウントアップ表示は、前記第1演出の実行中に前記表示領域に表示されるカウント表示部の値に特定条件の成立に応じたカウント値を加算する表示であり、

前記特定条件は、前記第1演出の実行中に表示される特定指示表示に応じて、所定の強度で前記可動体が動作するように前記操作手段が操作されたことによって成立可能にされており、表示された前記特定指示表示に応じていないと强度で前記可動体が動作された場合は前記カウントアップ表示が行われない

ことを特徴とする。

20

30

40

50